

大学評価学会通信

目次

◆ 第26回 研究会のご案内	1
◆ シリーズ 新教育基本法制下の高等教育政策 第1回	2
◆ シリーズ 大学評価をめぐる動向 第2回	3
◆ コラムとE U大学改革・評価訪問調査報告	5
◆ 第6回全国大会のプログラム原案について (報告)	7

第26回研究会のご案内

今回のご報告では、「教育法制の変化」、「学習指導要領の質的变化」、「自律的な評価」という三つの言葉が並んでいます。どれも大学教育およびその評価にとって重要な内容です。多くの会員および関係者のご参加を願っております。

日時； 2008年11月15日（土）13：30～17：30

場所； 東京国際大学・早稲田サテライト

内容；

- 1) 「新教育基本法法制と大学改革」
世取山洋介氏（新潟大学）
- 2) 「2008学習指導要領の質的变化と構造」
梅原利夫氏（和光大学）
- 3) 「『自律的』なアクレディテーションの可能性
—日本とアメリカの大学評価の変遷から考える—」
日永龍彦氏（山梨大学）

*なお、第Ⅲ期第3回理事会は、同日の11：00から同所で開催されます。

道案内 早稲田サテライトへのアクセス

- ・JR「高田馬場」駅か西武新宿線「高田馬場」駅で東京メトロ東西線に乗り換え「早稲田」駅下車（徒歩約5分）
- ・都営バス（「高田馬場」駅発「早稲田大学正門」行き）「馬場下町」停留所下車徒歩4分
- ・高田馬場駅前より徒歩20分

なお、東京国際大学の林尚毅氏より早稲田サテライトへの道案内のメールをいただいていますので、お出かけの際のご参考になさってください。

地下鉄東西線早稲田駅を利用した場合、早稲田駅の出口2または3bから地上へ出て、マクドナルド、ファミリーマート、モスバーガー、みずほ銀行を順に左手に見ながら馬場下町方面の交差点へ進んでください。

最初の（馬場下町）交差点を左折（左折後道路の右側を歩くように）し、左手に早稲田大学、右手にサイデリア（レストラン）を見ながらT字路の交差点を越え、ガソリンスタンドを右手にみて進むとすぐに右側（やや奥）に東京国際大があります。

かえってわかりにくいという方は申し訳ありませんが、地図を見ながら、道を尋ねながらお願いします。



シリーズ 新教育基本法制下の高等教育政策 第1回

教育振興基本計画の策定

川口 洋誉（名古屋大学大学院）

周知の通り、日本国憲法に則って1947年に成立した教育基本法（旧法）が2006年12月全部改正され、新教育基本法（新法）が成立した。教育憲法・教育根本法と言われ、憲法とともに戦後教育法体系の根幹をなしてきた旧法の改正は、今後の教育の在り方、特に教育をめぐる国家と教育現場（教員や学習者）との権力関係を再構成する画期ともなり得るものである。すでに、新法成立に伴って、2007年には学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の三法の改正が、2008年には学習指導要領の改訂が行われている。そして、2008年7月には旧法改正の目的の一つであった教育振興基本計画の策定も行われ、新教育基本法体制は着実に始動している。そこで、本連載では、「新教育基本法制下の高等教育政策」と題して、新教育基本法制下における高等教育政策の展開と展望について、関連論文をとともに紹介していく予定である。また、一方で、一部の教育学者によって、成立に反対してきた新法に対して、戦後蓄積された旧法の解釈を当てはめたり、憲法に基づいて解釈し直したりするという試みもなされており、新法を旧法のような教育の根本法として位置づけ直そうという動きも見られる。可能であれば、大学構成員の学問の自由や学習権の保障を実現するための「武器」としての新法解釈も本連載にて紹介したい。

2008年7月1日、教育基本法（新法）第17条に基づいて、教育振興基本計画が閣議決定された。今回は、教育振興基本計画の概要を紹介したうえで、計画の内容について若干の検討を試みたい。

さて、新法第17条は、第1項において政府の教育の振興に関する施策の方針や講ずべき施策等を明記する計画（教育振興基本計画）の策定権限を記している。教育振興基本計画の策定主体については、同条が「政府」とのみしているだけで、具体的な策定主体は明記されていない。よって、新法成立以前には、経済財政諮問会議や総合科学技術会議のような内閣府に置かれる「重要施策に関する会議」を新たに新設して、そこに計画策定権限を担わせるのではないかとの予想がなされることもあった（世取山、62-63頁。）。ところが、実際には、中央教育審議会によって計画の原案が審議・作成され、閣議決定を経て策定に至っている。そのため、文部科学省がひとまずの計画作成の主導権を確保することができた。しかしながら、肝心の施策実施を裏付ける財政確保に関する数値（文部科学省はGDP比5.0%の教育予算の確保を主張）の計画への明記は、財務省の反対で実現できなかった。新教育基本法において科学技術基本法のような教育予算の拡充や安定的確保を義

務付ける規定がない（世取山、63頁。）ことは、この文部科学省の計画作成の主導権の限界を導くこととなったと言えるだろう。

計画は今後10年・5年にわたる政府の教育施策の計画を明記している。高等教育に関わる事項としては、今後5年間に取り組む施策の基本的方向3において①社会の信頼に応える学士課程教育等の実現（教育の分野別質保証の検討など）、②世界最高水準の教育研究拠点の形成と大学院教育の強化、③大学等の国際化の推進（留学生30万人計画など）、④大学の社会貢献の支援、⑤大学教育の質向上・保証の推進（設置認可の見直しや大学評価の推進など）、⑥大学等の教育研究の基盤強化（国立大学法人改革など）が挙げられている。また、私立学校については、基本的方向4において③私立学校の教育研究の振興として、私学助成その他の総合的支援、私立大学の教育研究の振興、学校法人に対する経営支援を挙げ、授業料や奨学金については④教育機会の均等確保において触れている。小川正人氏は、新法成立前の計画策定への批判を、実際に内容が明らかになった上で反批判するという形で、計画の内容について、総じて次のような特徴を挙げている（小川、27-28頁。）。第一に、内容は「国の責任としての教育条件整備や教育施策（略）が中心」と

なっていること。第二に、「成果主義的な政策の到達目標や数値目標が詳細に掲げられていない」こと。第三に、計画の公表によって国の教育政策の構造が国民に「一目瞭然」に分かることとしている。

こうした同氏の指摘には少なからずの疑問が生じざるを得ない。同氏の指摘への批判を通して計画の内容について問題点を検討しておこう。まず、計画の内容が国の教育条件整備事項を中心にしていても、教育の内的事項（教育の中身に関わる事柄）にも大きく関わる内容も多分に含んだ計画である。教育の分野別質保証として学習の到達目標を設定することは、大学評価やFDと連動して、各大学での教育内容を画一化していく恐れを多分に有するものである。社会貢献への支援については、計画中でGPの手法を適用することが明記されており、財政誘導による教育研究の方向付けが今後も継続されることも看過できない。次いで、内的事項に関わる部分について短絡的な数値目標が設けられなかったことは確かに評価できるが、国の教育条件整備義務を明確にするような具体的な数値が挙げられなかったことについては問題であった。例えば、大学の教育研

究の基盤強化や私学振興にいくらの資金が投入されるのかといったところは明らかにされるべきであったであろう。最後に、たとえ計画が国民にとって国の教育政策を「一目瞭然」にしても、政府または教育行政に対する幅広い国民の評価のルートは確保されていない。つまり、新法が計画に基づく政府の実行を評価するしくみを有していない。

内容についてこのような問題点を抱える計画であるが、その内容の一部は計画の閣議決定を待たずに、すでに関連機関での具体的な検討に入っている。次回以降においては、具体化されつつある諸政策をとりあげ、教育振興基本計画から展望される新教育基本法制下の高等教育政策の動向について紹介・検討したい。

【参考文献】

- ・世取山洋介「第十七条 教育振興基本計画—新自由主義のトップダウン的実行体制の確立—」『教育』第726号、2006年7月、62-63頁。
- ・小川正人「教育振興基本計画の意義、問題、課題」『季刊教育法』第157号、2008年6月、25-29頁。

シリーズ 大学評価をめぐる動向 —米国— 第2回

アクレディテーション団体と連邦政府の認識の相違 —学習成果（ラーニング・アウトカムズ）をめぐる—

佐藤 仁（九州大学）

今回は、アクレディテーション団体、大学、そして連邦政府の適切な関係を探る論稿を紹介した。その中でも述べたが、近年のアクレディテーションをめぐる議論の中で、特に連邦政府との関係の変容およびその影響が大きな論点になっている。今回は、その議論の続きという形で、学生の学習成果（ラーニング・アウトカムズ）に着目し、地域別アクレディテーション団体の一つであるニューイングランド地区基準協会高等教育委員会の代表であるBrittinghamの論考の一部を紹介したい。

連邦政府によるアクレディテーションへの批判および要求の一つに、学生の学習成果の重視という点がある。しかしながら、アクレディテーションそれ自身が、1990年代に入ってからそれまでのインプット重視からアウトカムを重視した路線へと軌道を変え、学習成果の評価と

いう点には常に目を配ってきたのも事実である。では、なぜ連邦政府はアクレディテーション団体に対してそのような批判をするのか。そこには学習成果の評価ということに関して、両者の間に食い違いが存在している。

一つ目は、学習成果の評価の目的の違いである。アクレディテーションが学習成果の評価といった場合、それは質の改善機能を支援するためのものとされている。すなわち、大学の目標に沿って学生の学習の状況を理解することによって、大学は自らが遂行している教育の効果を測定することができ、改善に向けての情報を得ることができるわけである。一方で、連邦政府が学習成果と声高に叫んでいる理由はアカウンタビリティであり、大学間の比較が可能な学習成果を提示することを要求しているのである。そのため、アクレディテーションの要求している学習成果、すなわち質の改善のための学習成果では、連邦政府の欲求は満たされないわけである。

二つ目は、比較可能な学習成果の提示ということに関して、アメリカの大学の多様性の認識の違いである。連邦教育省の関係者たちは、およそ私立大学、州立大学システム、そして州立大学の三種類でしか多様性を考慮に入れていないと思われる時がある。しかしながら、実態はそうではない。地域、教育目標の相違、大学院課程しか有しない機関の存在など、その多様性を考慮に入れるのであれば、全米レベルでの学習成果の比較は現実的ではない。

三つ目に、学習成果の評価の開発はまだまだ開発途上にあり、学習成果を比較すること自体が時期尚早であるとしている。確かに、Collegiate Learning Assessment*といった全米レベルでの学習成果の測定が行われ、類似機関との比較として利用されている。しかし、このテストの利用可能性（結果を改善に生かすことができるのか）、現実性（学生が真剣に受けてくれるのか）など、問題は存在しており、研究開発の段階にある。一方で、ポートフォリオを活用した評価に関しては、各大学の目標に沿った利用がなされているが、逆にアカウンタビリティのための利用という点に関しては、まだ議論が必要である。

最後は、大きな変化には時間がかかるということである。1990年代初期から、地域別アクレディテーション団体は、学生への教育における大学の効果を問うプロセスを始めている。各団体によって、強調する点は異なるが、共通しているのは学生の学習成果に焦点化していることである。一方で、大学側も教授学習センター

やInstitutional Researchオフィスを強化させたり、様々な大学協会も学習成果に関するセミナーやワークショップを開催したりしている。このような取り組みは、まだ開発途上の段階にある。その中で、アカウンタビリティを重視するシステムを推し進めたり、大学の多様性を考慮しない方法でそれを大学に押し付けたりすることは、各大学に余計な害をもたらすであろう。

(Brittingham, B. (2008) "An Uneasy Partnership: Accreditation and the Federal Government". *Change*, 40, 5, 32-38.)

わが国でも、学習成果は近年の大学改革においてキーワードとなっている。今年3月に公表された中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」においては、学習成果の参考指針として「学士力」が掲げられており、質保証の観点から出口管理としての学習成果の評価が問われることになる。また、認証評価制度においてはすでに、学生の成果に関する観点は重要な基準の一つとなっている。

しかしながら、Brittinghamの議論を踏まえると、アカウンタビリティを目的とした学習成果の評価をどう教育の改善に生かすのか、評価方法自体の妥当性をどのように検証していくのか、根本を問えば各大学がそういった評価を行えるキャパシティをどの程度有しているのか等、議論を深めなければならない問題が山積している。そして、学習成果の強調という方向への転換には、かなりの時間がかかることを念頭に置く必要もあろう。

「教育の効果はすぐには現れない」と言われる。そもそも学生を評価するという文化を有していなかった日本の高等教育において、学習成果を強調する政策が独り歩きしないように、長い目で学習成果の評価の在り方を追求していくことが重要である。

*Collegiate Learning Assessmentは、学生が受けるテストであり、おもに批判的思考能力や問題解決能力について問うものである。全米で約300大学が利用している。詳しくは、ホームページ（http://www.cae.org/content/pro_collegiate.htm）を参照されたい。

コラム 大学の正面玄関

重本直利（龍谷大学）

「E U（ドイツ他）大学改革・評価訪問調査」（2008年9月4日～9月13日）で、ウィーン大学を訪問した時、正面玄関に、ノーベル賞受賞者ら大学関係者9名の写真パネルと解説プレートがあった。すぐに目にとまったのは、理論物理学者のE・シュレディンガーである。彼の波動方程式は学生時代の私の最初の躓きであり、それを思い起こさせた。隣のパネルは新自由主義を提唱したF・A・ハイエクである。そのすぐ横の壁に大きな文字が朱色で記載されていた。部分的に理解できる単語から、大学にとっての歴史的な意味をもった象徴的な言葉だろうと思われ、通訳の照井詩崇さんに訳してもらった。次のように記されていた。

“学問の自由と人権の尊重のために”

政治上および思想上の理由、宗教的・社会的な帰属性、民主主義への関わりによってオーストリアから迫害されたウィーン大学関係者に捧ぐ

心より ウィーン大学

さらに反対側の壁に目を転じると、

“戦争と暴力に反対する”

国家社会主義の犠牲者のことを想って

心より ウィーン大学

ナチズム（国家社会主義）の多くの犠牲者を想うということを、日本におきかえればと思わざるをえなかった。日本の大学であれば正面玄関にどのように記載することになるのだろうか。過去の清算、歴史問題は、日本の大学においては依然未解決なのであろう。“天皇制国家主義の犠牲者のことを想って、心より～大学”、こうした文章が日本の大学の正面玄関に掲げられることはないのだろうか。この気持ちを引きずりつつ、ベルリンに到着する。翌日、フンボルト大学訪問、正面玄関へ向かう。同伴していただいたかつてのフンボルト大学卒業生が、「正面玄関のあの有名な文章は、統一後、なくなっているかもしれない」と語った。気になりながら正面玄関に到着。だが、その文章は、解説のプレートとともに真正面の壁に大きく堂々と残っていた。

哲学者はこれまで世界をただいろいろに解釈してきただけであ
る。しかし、大事なことはそれを変革することである。

K. マルクス



Die Philosophen haben die Welt nur verschieden interpretiert, es kommt aber darauf an, sie zu verändern.

京都大学のかつての滝川事件の碑が正面玄関ではない別の場所にあると聞かすが、今度、京大に行く時には探してみたいと思う。日本の大学の正面玄関には何があるのか。あらためて考えさせられた。では私の大学の本部建物である紫英館玄関には何が掲示されているのか。彼我のあまりの開きに愕然とさせられる。

9月に実施しました「EU（ドイツ他）大学改革・評価訪問調査」の一部の報告として、以下、フンボルト大学における授業アンケートを紹介いたします。全体の報告は別途行います。この用紙は「性差／ジェンダー」の科目で実施されたものの翻訳ですが、他の科目でも同様の形式のようです。アンケートのタイトルは「教育評価と改善のためのアンケート」となっています。なお、翻訳は照井詩崇さん（ヨーロッパ大学）で、文責は重本です。

- ・ 学術上の批判的観点が教えられましたか。
「とてもいい」・・・・・・・・「とても悪い」
- ・ 歴史的関連（推移）が教えられましたか。
「とてもいい」・・・・・・・・「とても悪い」
- ・ 種族、階級、性差、位置（地位、出身）について教えられましたか。
「とてもいい」・・・・・・・・「とても悪い」

総合的評価（記述）

- 4-1 この科目の長所はどこですか。
4-2 この科目の短所はどこですか。
4-3 改善提案を書いてください。

自己評価

準備はとうですか。

参加（よく聴いていたか）はどうですか。

プレゼン（＝表現、積極的参加）はどうですか。

出席頻度はどうですか。

・たまに出席 ・よく出席 ・毎回出席

欠席理由は何ですか。

- ・時間帯が早すぎる・遅すぎるため。
- ・他の科目と重複するため（移動）。
- ・他の科目の影響のため（負担等の理由）
- ・アルバイト、家庭のため（プライベート）
- ・意味のない・実りのない講義のため。
- ・その他（ ）

日付記載

(若干のコメント)

このアンケートの特徴として以下の六点が上げられると思う。

第一は、回答がデジタル（数値的）情報ではなくアナログ情報と記述であること、つまり数値化による情報の量的処理を目的としていない。量的処理では授業改善につながらないと考えているのだろう。

第二は、設問の難しさと記述の箇所から、記入には一定の長さの時間を要するようである。

第三は、学生の学習上での主体的関わりを喚起している。学問的な内容への深い関わりが求められている。主体的関わりの弱い日本の学生にあてはめれば設問としてはかなり難しい内容と思える。

第四は、学生自身の自己評価の項目がある。学生の自己評価を抜いて授業アンケートは成り立たないと考えているのだろう。

第五は、学生と教師および学生相互間の関係性への着目がある。個別性だけを注目していない。

第六は、授業改善は教師側の問題だけでなく学生側の問題でもあり共同作業としているように思われる。

第6回全国大会のプログラム原案について（報告）

以下が、2008年8月31日に開催されました第Ⅲ期第2回理事会において議論されたプログラム原案の内容です。現在、具体化にむけて準備を進めております。ご意見等がございましたら事務局までご一報下さい。なお、来月15日に開催します第3回理事会で再度議論を行い確定いたします。

※日時と場所は確定していますので、ご予約に入れていただきたくよろしくお願いいたします。

日時；2009年3月14日（土）、15日（日）

場所；名古屋大学

<プログラム原案>

①大会コンセプトおよびテーマについて

「認証評価の効果を問う一問題を直視し改善できる評価を目指してー」（仮題）

<テーマ趣旨>2004年から始まった認証評価制度は5年目に入り、現時点でその効果を問うことを通して、あらためて評価とは何のため・誰のために行うのかを明らかにしたい。

②シンポジウム報告者について（14日14：30～17：45）

- ・ 認証評価の関係者2名
- ・ 上記テーマでの大学評価問題に関する報告

③分科会の設置について

- ・ 分科会Ⅰ（座長；津田理事）

「職員評価、教員からみた職員、学生からみた職員」（仮題）

※他の層から職員を捉える（評価する）ことをテーマとしたい。

- ・ 分科会Ⅱ（座長；橋本理事）

「社会からみた大学力評価」

※社会からみた「大学」を「大学力」という言葉で具体化・顕在化して捉えたい。また今回の「社会から」はジャーナリストから、高校側から、産業界からとしたい。

- ・ 分科会Ⅲ（座長；望月理事）

「法人評価について」（仮題）

※大学評価を「法人評価」のあり方の視点から捉えたい。

- ・ 分科会Ⅳ（座長未定）

会員自由論題報告2～3人を予定。

- ・ 分科会（15日）の時間設定

10:00～12:30 分科会ⅠとⅣ

13:30～16:00 分科会ⅡとⅢ

16:10～17:00 総括討論

④その他

- ・ 参加費；会員1500円、院生等1000円、会員外3000円（事前申し込み不要）
- ・ 懇親会費；4000円、院生等2000円

⑤年次総会は14日（土）13：30～14：15の予定です。

【大学評価学会の日誌】

<今後の予定>

8月30日（土） 第25回 研究会
8月31日（日） 第Ⅲ期 第2回理事会
10月27日（月） 第4回事務局会議

11月15日（土） 第26回 研究会（13：30～
於：東京国際大学早稲田サテライト）
第Ⅲ期第3回理事会（11:00～
於：同上）

2009年

3月14日（土）～15日（日） 第6回全国大会
（於：名古屋大学）

編集・発行：大学評価学会事務局

〒612-8577

京都市伏見区深草塚本町67

龍谷大学 重本研究室 気付

Tel：075(645)8630（重本）・8634（細川）

e-mail: sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

URL：<http://www.unive.jp/>